

★ 浄化槽法施行細則の一部を改正する規則（規則第二十号）（循環型社会課）

一 改正の要旨

環境省関係浄化槽法施行規則及び浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令の一部改正に伴い、新たに追加された様式の提出部数を規定するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年四月一日